

支援事業・制度の概要

分野	④環境
活用する場面	V「地域の拠点となる施設等を整備したい」場面
事業・制度の名称	愛リバー・サポーター制度
趣旨	地元自治会、河川愛護団体等が、河川の清掃美化活動等をボランティアにて行う場合に、表示板の設置、ボランティア保険の加入、軍手やゴミ袋の提供等の支援を行います。
実施主体	地元自治会、河川愛護団体等
支援対象事業	河川美化清掃活動等
採択要件、補助要件	<p>〈モデルサポーター〉</p> <p>①原則として10人以上の団体であること。</p> <p>②河川敷の一定区間(原則として200m～500m)の管理ができること。</p> <p>③最低2年間、年2回以上の河川の清掃美化活動を実施できること。</p> <p>〈一般サポーター〉</p> <p>①原則として2人以上の団体であること。</p> <p>②年2回以上の活動を実施できること。</p>
補助率、補助限度額等	<p>〈モデルサポーター〉</p> <p>表示板の設置、ボランティア保険の加入、軍手やゴミ袋の提供等を県が行います。</p> <p>〈一般サポーター〉</p> <p>ボランティア保険の加入を県が行います。</p>
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	年間を通して各地方局建設部、土木事務所、各市町において随時募集
最近の実績	<p>平成22年度末 216団体</p> <p>平成23年度末 233団体</p> <p>平成24年度末 240団体</p>
県の担当窓口	各地方局建設部管理課または各土木事務所(事業・用地)管理課
関係省庁、団体等	各市町の担当課(HPに記載)
関係URL	http://www.pref.ehime.jp/h40600/river/loveriver/newindex.html